

民主党の中村哲之助です。

一般質問の機会をいただきましたので、通告に従って順次質問いたします。

1. 障害者差別解消条例

初めに、障害者差別解消条例です。

府が条例案について実施したパブ・コメの結果を拝見しました。

その中には、当事者からの厳しい意見や、不安・不満の声がたくさん上がっています。

これらを大まかに区分しますと、3つの指摘に集約できます。

1つ目は「条例の施行を急ぐ余り、準備が不十分」だということです。

実際に寄せられた意見では、

「2月議会を通し、4月から施行するために、事務局素案がそのまま通された印象。障害者等の意見を聞く機会が、余りにも少なかった。このようなやり方は、丁寧さを欠く。というものです。

2つ目は「他自治体の条例に比べ内容が非常に薄い。」ということです。

実際に寄せられた意見では、

「相談等の体制整備や、ガイドラインによる啓発活動に特化されたものだ」とか、

「民間事業者の合理的配慮の提供は、努力義務とされているが、他の自治体のように、より実効性のあるものとするため、義務とすべきだ」

また厳しい意見として、「余りにも内容がない条例で、大阪の恥を天下にさらす条例だ」という辛辣なものもありました。

3つ目は「条例の見直しが施行後3年では長すぎる」ということです。

実際に寄せられた意見では、

「議論が未成熟なままで、積み残しの課題が多くあることから早期に見直すべきだ」

「施行1年後には見直してもらいたい」

といったことでした。

いずれも、府が条例に基づいて差別解消を進めて行くに当たって、非常に大切な点

であります。

こうした意見について、どのように考えているのか、そして本条例案は本当に問題ないのか、福祉部長に確認します。

答弁

- 府では、障害者団体、事業者、学識経験者等で構成される差別解消部会を障害者差別解消法成立後の平成25年11月に設置し、約2年間に渡って、差別解消の具体的な取組について検討を重ねてきた。
部会の検討結果等を踏まえ、条例案を作成するとともに、パブリックコメント等様々な機会を通じて、できる限り幅広く府民の意見を聴取。
- パブリックコメントでは、当事者の方々から様々な意見をいただいたが、まず、法施行前に施行された他自治体の条例は、障害者の定義や障害を理由とする差別の禁止など法で規定されている内容も盛り込まれたものとなっている。
一方、府の条例は、法で規定された内容は、それによるものとし、法では具体的な内容が示されていない相談等の体制整備や啓発活動の実施に関し、広域支援相談員の配置や、協議会によるあっせんなど、府独自の取組を行うに当たって必要な事項を定めている。それにより、差別解消の取組の実効性を確保するとともに、広域自治体としての府の役割を十分に果たせる条例としている。
- 条例の見直しについては、法の見直しが3年後とされており、条例でも、施行後3年を目途として、状況を踏まえ、必要な見直しを行うこととしているが、特に、部会等で議論となった「事業者における合理的配慮」については、施行後の相談事例を収集・分析し、障害者や事業者等の意見を十分に踏まえた上で、必要があれば、施行後3年を待つことなく、適切に見直しを行う。
今後とも、障害者や事業者等の意見を十分に踏まえ、差別解消の取組を推進。

要望

府の役割はしっかりと果たせるということですね。

さて、パブ・コメで寄せられた意見の中には、当事者からの生の声として、差別を受けた体験談もありましたが、身体障害に関するものが多くありました。

しかし、障害の中には発達障害を含め、精神障害など外見からではわかりにくい障害もあります。

差別を解消し、障害理解を深めていくに当たっては、そうした精神障害に対する理解や、その特性に応じた合理的配慮の啓発が重要です。

そうした点に特に留意して、取組みを進められるようお願いしておきます。

2 (1) . 小中学校生徒の問題行動

次に、小中学校における問題行動です。

大阪の小中学校では、暴力行為の発生が増加傾向にあり、大変厳しい状況です。

その背景には様々な要因が考えられますが、このような状況への対応に学校現場は大変な苦勞をされています。

府教委では、中学校における暴力行為などの問題行動への対応のため、今年度から「生徒指導機能充実緊急支援事業」として3億3千万円の予算を計上し、非常勤講師を配置してきました。

さて教育長、今年度の成果はどうでしたか。

残 16 分

答弁

- 議員お示しの事業により、生徒指導主事が職務に専念することで、個別の事案に迅速に対応できるようになり、また関係機関との連携も進んだところ。
- その成果として、昨年12月末時点において、前年度と比較可能な事業実施対象校の暴力行為発生件数については、約18%の減少となっている。

質問

非常勤講師を配置し、中学校の学校体制の充実を図ることで、18%の成果があったということです。

これが大きな成果と言えるのか、そうとは言えないのかは分かりませんが、一定の成果が出ていることは理解しました。

そこで、小学校についても、暴力行為などの問題行動への対応のため、新年度予算に小学校指導体制支援推進事業として約1億7千600万円を計上しています。

本事業で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門家、校長の経験者、地域人材といった学校を支援する人材を配置することについては評価します。

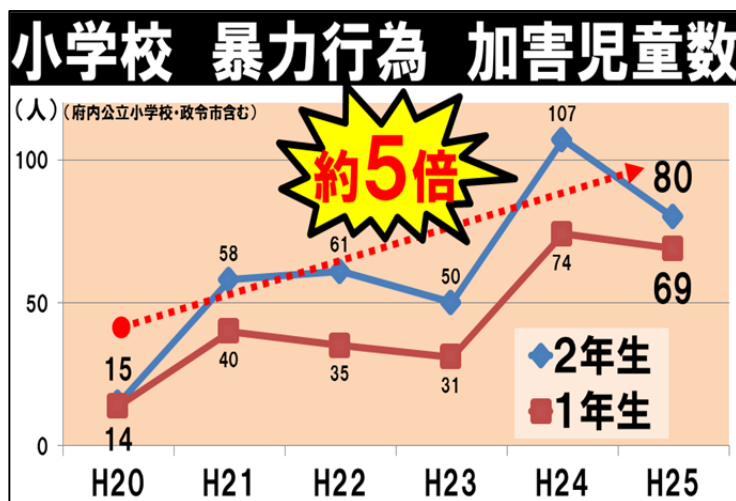
しかし、小学校においては、暴力行為が低学年にまで広がってきており、教員の多忙化の中、生徒指導の対応に追われ子どもに丁寧な指導が行えない現状があります。

こうした状況について、私は、これまでたびたび人材配置の必要性を訴えてきました。ちょうど1年前にもこの対策を求めました。

つい先日まで、保育所や幼稚園に通っていたかわいい盛りの子どもが、1年生、2年生の段階で問題行動を起こしてしまっています。

平成20年度の数字と比較すると、平成24年度までのわずか5年間で6倍となり、平成25年度に少し落ち着いたとはいえ、それでも5倍以上の高水準です。

なぜ、こんなことが起こるのでしょうか？



いま起きている問題に対応していくことは必要ですが、そもそも、すべての学校を対象に、問題行動が発生しないよう未然防止策として、指導体制を充実させていくことが重要だと思います。教育長、お答えください。

答弁

- 全ての学校において問題行動の未然防止に向けた指導体制を充実させることは、極めて重要であると認識。
来年度から実施する予定の小学校指導体制支援推進事業により、専門家等の人材を活用した学校全体でのチームによる生徒指導を進めてまいります。
また、すべての学校における指導体制の充実に向けて、本事業で得られた生徒指導のノウハウを市町村教育委員会と協力して学校現場に普及してまいります。

要望

ノウハウの普及はぜひ進めていただきたいと思います。実際にその役割を担う人材が多忙で取り組む時間が無ければ、実効性に欠けます。

学校での指導体制の充実を進めるためには、人材の配置が大切です。

いま学校現場では、虐待や貧困などの課題の増加、いじめや不登校の対応、保護者からの相談、関係機関との連携など、教員がその対応に追われ、授業づくりに専念できない状況にあると聞いています。

暴力行為の増加という問題は、学校で起こる様々な問題のごく一部に過ぎません。

教員の増員が大変難しい状況にあるようですが、せめてスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーなどの専門家については、暴力の多い学校だけでなく、懸念されるすべての小中学校に配置されるよう府として取り組んでいただきたいと思います。

次世代を担う子どもたちの教育のために、そのような人的支援については最優先課題として取り組んでいただくようお願いしておきます。

2 (2) . 小中学校生徒への自転車免許

次に、自転車条例についてお尋ねします。

私の地元でも自転車で通学する高校生が多く、自転車の乗り方がひどく、マナーの悪い生徒も多くみられます。

各会派の代表質問や一般質問でも取り上げられましたが、自転車条例の制定は府民にとっても非常に良いことと考えています。

また、この条例制定の機会に、自転車で通学する生徒や保護者に対しても、ルール周知や保険加入の必要性を浸透させなければなりません。

私は、昨年12月に、知事に提出した「府政への提言・要望」で、府立高校生の自転車通学の許可条件として、自転車保険への加入や安全運転講習を義務付けるよう、提案しました。これは、周知・啓発を徹底できる最善の方法であると思っています。

そこで、府立の学校や市町村立の中学校において、自転車通学の許可条件として、自転車保険への加入や交通安全講習の受講を確認することが必要と考えますが、教育長の見解をお尋ねします。

答弁

- 今回の条例では、未成年者が自転車を利用する際、保護者の自転車損害賠償保険等への加入義務のほか、学校長による交通安全教育の実施の努力義務が規定されている。
- 府教育委員会としては、条例の制定を機に、来年度当初に府立学校校長を集めた場において、全ての学校での交通安全教室の開催と損害賠償保険への加入を、自転車通学の条件とするよう求めていく。また、中学校については、府立学校と同様の扱いを市町村教育委員会に求めてまいる。
- さらに、府立学校に対しては、安価な負担で加入できる賠償責任補償制度などの情報提供を行い、自転車を利用する全生徒が保険に加入しやすくなるよう働きかけていく。

いい答弁を頂きました。大阪の新しいこの取組みは、必ず全国に波及するでしょう。周知方法など、どうすればその課題を解決できるのかを示す一つの事例として、意義ある取り組みだと思えます。

3. 家事支援外国人

次の課題は、国家戦略特区の取組みとして実施が検討されている「家事支援外国人受入事業」です。

この事業は、代表質問の中でも事業を実施する上での懸念への対応について、議論が交わされました。

理事者からは、外国人家事支援人材に求められる要件や、当該人材を受け入れる特定機関が講ずべきことなどについて説明がありましたが、実際にこの制度が運用されますと、それ以外にも様々な問題を生じることが懸念されます。

例えば、家事支援人材側の原因で、利用世帯とトラブルが生じたにも拘らず、事業
ぬし

者の雇用主責任が果たされないケースや、入国管理・労働関係等の法令違反があった時に、特定機関へ厳正に指導できるのかなど、大きな不安を持っています。

また、不測の事態や大きな事故が発生した時、継続の是非など事業の検証は、どのようななされるのでしょうか。

これらの懸念について、政策企画部長の見解をお尋ねいたします。

答弁

- 家事支援外国人受入事業の実施に際して、外国人家事支援人材を雇用する事業者、すなわち特定機関には、国と自治体で構成し、事業の管理・監督を行う「第三者管理協議会」に対し、
 - ・外国人家事支援人材や利用世帯からの苦情、相談内容
 - ・労働条件、安全衛生の確保状況 などについて、少なくとも三か月に一度の報告義務がある。また、協議会の判断で、適宜報告を求めることができるほか、協議会は、年1回以上、特定機関の監査を行うことなどが、法令等で決まっている。
- 特定機関がこれらの義務に応じない場合や、法令違反を行った場合には、特定機関としての基準適合を取消すことが可能であり、その場合、当該特定機関は、5年を経過するまで事業を実施することができないこととなる。
- また、事業の検証に関しては、国家戦略特区では、区域会議において、PDCAサイクルに基づく評価がなされ、事業の見直し・廃止や全国展開の可能性も含め、判断されることとなる。
- 従って、本事業において、万が一、トラブルが発生した場合等には、その内容をよく精査したうえで、制度の改善方法やあり方が検証されるものと認識。
- 事業実施に当たっては、こうしたルールの厳正な運用に努めるとともに、家事負担の軽減による活躍支援という所期の目的が達成されるよう、取組んでまいりたい。

要望

まだまだ不安はありますが、リスクへの対応なども含めて、現時点で予測しうる課題への対応については、一定の備えがあることは理解しました。

しかしながら、外国から家事支援人材が来日されて、コミュニケーション面での課題はもとより、家庭という密室の中でサービスが実施されるということから、事業の運用には、どんなに慎重を重ねても、過ぎるといったことはありません。

丁寧な対応と適正な運用を要望しておきます。

4（1）．都市基盤施設の維持管理

次に、都市基盤施設の維持管理についてお尋ねします。

大阪府の都市基盤施設は、昭和30年代後半から昭和45年の大阪万博開催の頃にかけて、大量かつ集中的に整備され、施設の耐用期限を考えると、重大な事故の発生などのリスクが高まっています。

先月には、府が管理する高架橋の道路照明灯支柱が、腐食によって倒壊する事案が発生し、緊急点検を実施しました。

もくし

その報告では、倒壊した支柱は、目視調査では問題なかったけれども、基礎部分の内部が腐食していたとのことでした。

このような事案を踏まえて、目に見えない部分の点検を充実していくことも重要だと思います。

府では、昨年 3 月に都市基盤施設長寿命化計画を策定し、本計画に基づき、維持管理に取り組んでいます。

「うめきたの都市開発」や「大阪モノレールの延伸」といった、新たなプロジェクトも必要であるかもしれませんが、私は、ますます都市基盤施設の老朽化が進む中で、これまで以上に維持管理にウエイトを置くべきだと思います。

橋梁や道路などと同様に、信号の制御機なども約 20%が更新しなければならない状況にあるほど老朽化が進んでいると聞いています。制御機が故障すれば、それは人命に関わることとなります。このような具体例を挙げればきりがありません。

今後は、維持管理こそ最優先に取り組んでいくべきです。またこれは、府のみならず、市町村の管理施設についても同じです。

今定例会では、2016 年度の道路や河川、下水道などインフラの維持管理予算として、一般会計・特別会計で 548 億円の予算案が提案されていますが、都市基盤施設長寿命化計画に基づき、どのように維持管理に取り組んでいかれるのか、都市整備部長にお尋ねいたします。

答弁

- インフラの維持管理の取組みについては、お示しの都市基盤施設長寿命化計画に基づき、橋梁などの点検頻度を高めるとともに、舗装下の空洞を発見するため、非破壊のレーダ調査など新技術を導入し、点検の充実を図っており、議員お示しの道路照明灯については、目視できない支柱内部の劣化状況などの点検手法について検討している。
- また、市長会及び町村長会から、市町村の技術職員の不足などを理由として技術支援の要望があったことから、土木事務所と市町村、大学が連携する地域維持管理連携プラットフォームを、全国に先駆けて設置した。この場を活用し、技術支援や人材育成など地域が一体となった維持管理の取組みを行っている。

- さらに、平成28年度には、道路や河川などの点検・診断結果や補修履歴等を一元管理するデータベースシステムの構築に着手し、これを施設の劣化予測や、補修方法や更新時期の見極めなどに活用することにより、予防保全対策の強化を図り、施設の長寿命化を進めていく。
- 今後も、市町村と連携して、着実に維持管理に取り組んでいく。

要望

いま、部長から着実に維持管理に取り組んでいくとの答弁がありました。

大阪府では、全国に先駆けてアセットマネジメントの考え方を取入れ、これまでもしっかり取り組んで頂いていると思います。

また、先ほど答弁があった「地域・維持管理・連携プラットフォーム」は、この2月に国土交通省が、維持管理に関する優れた取組事例として、全国に紹介されました。

今後とも、財政が厳しい状況ではありますが、平成28年度だけではなく、29年度も、それ以降も、必要な財源を確保して頂き、将来にわたり、良好な状態を維持し、しっかりと府民の安全・安心を確保してください。

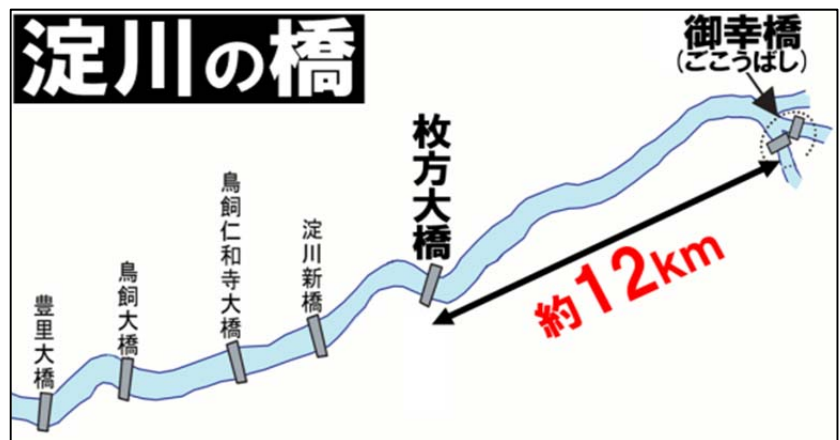
新規事業のために、長寿命化計画が遅延するようなことがあってはならないことを申し添えておきます。

4 (2) . 淀川の新しい渡河橋

次に、淀川の新しい渡河橋についてお尋ねします。

淀川には、およそ3 km ごとに橋が架けられていますが、国道170号の枚方大橋から八幡市の御幸橋（ごこうばし）まで、約12キロの区間にわたって橋がありません。

そのため、枚方大橋で渋滞が発生し、兩岸の地域間交流は阻害されてきました。



また、防災面では、北河内地域と北摂地域を結ぶ広域緊急交通路が、大阪中央環状

線より上流には枚方大橋しかありません。

もし枚方大橋が通行止めとなれば、代替となる橋梁が近くにないため大きな迂回が必要となり、防災機能が脆弱といえます。

新たな淀川渡河橋の整備により、渋滞緩和、地域間交流の促進、防災機能の強化を図ることが必要です。

地元の枚方市は、かねてから、この渡架橋の整備を要望してきました。

平成 25 年に、私が府議会で、淀川新橋について質問し、都市整備部長から、「新名神高速道路の併設橋も含めた、淀川を渡る橋梁について、事業主体、環境への影響など、諸課題について検討を進めていく」と、答弁がありました。

その後、他会派からも、新橋の実現について、本会議や委員会での議論や要望があったところですし、国会においても与野党を問わず、必要性・緊急性を取り上げていただいています。

牧野高槻線の単独橋と新名神の併設橋については、大阪府、国、西日本・高速道路・株式会社が比較検討を実施してきました。

そして、先日、2 月 24 日に開かれた「新名神高速道路 鶴殿ヨシ原の環境保全に関する検討会」で、新名神高速道路の淀川の渡河橋について、西日本・高速道路・株式会社は高速道路のみで一般道を併設していない案を示しました。

そこで、新たな淀川渡河橋の検討状況と今後の府の取組みについて、都市整備部長にお尋ねいたします。

答弁

- 新たな淀川渡河橋については、府、国、西日本高速道路株式会社において比較検討を行った結果、都市計画道路牧野高槻線の橋梁は、新名神高速道路に併設する橋梁に比べ、
 - ・事業費が抑えられること
 - ・周辺道路の渋滞緩和、北河内地域と北摂地域との行き来の拡大などの整備効果が大きいこと
 - ・鶴殿ヨシ原などの自然環境への影響が小さいことなど、総合的に優位であることを確認した。
- 新たな淀川渡河橋の必要性は十分認識しており、その実現に向け、国と連携し、新名神併設橋ではなく、単独橋について調査・検討を進めていく。

4 (3) . 国道307号の渋滞対策

次に、国道307号と第二京阪道路の交差付近の渋滞対策についてお尋ねします。

平成22年に第二京阪道路が全線供用し、国道307号を取り巻く周辺の交通環境は大きく変化しました。

とりわけ、第二京阪道路のランプに近接する津田北町3交差点や、その東側の杉1丁目交差点で慢性的に渋滞が発生し、周辺地域にとっても大きな交通問題となっています。

その対策として、枚方市で（仮称）責谷川沿い道路のルートなどの検討を進めています。



また、国、府、市、警察が参画する「枚方市域における交通問題に関する連絡調整会議」で、現道の交差点改良をはじめとしたハード整備と、信号の調整などのソフト対策を組み合わせた対策案が平成25年度にまとめられました。

その具体的内容は、

- ・津田北町3交差点においては、国道307号側の青信号時間延長のための、交差点内の改良
- ・杉1丁目交差点においては、市道・杉尊延寺線・西行きの左折信号の時間延長と、国道307号東行きの右折車線の延伸

となっており、現在、その対策に取り組まれています。

そこで、これら交差点の渋滞対策の進捗状況はどうなっているのか、都市整備部長にお尋ねします。

答弁

- 枚方市の国道307号と第二京阪道路の交差付近の、渋滞対策について、お答えする。
- 津田北町3交差点については、国が交差点内の改良工事を施工中であり、施工後速やかに警察が信号の調整を行い、今年度内に対策を完了する予定。
- 杉1丁目交差点については、まず、平成26年3月に信号の調整を実施した。さ

らに、大阪府において、現在、右折車線延伸のための測量や設計を行っており、枚方市の協力のもと、来年度には用地買収に着手する予定。

- 引き続き、関係者と協議しながら、これらの渋滞対策の早期完了に向け、取組んでいく。

5. 財政運営

28年度当初予算と、いわゆる「粗い試算」がこのたび公表され、当面収支不足が続く府の厳しい財政状況が明らかになりました。

各会派の代表質問でも、財政状況が悪化した理由や今後の対応方策などについて質疑が行われましたが、この問題について、私からも改めてお尋ねします。

松井知事は、橋下知事時代も含め、「収入の範囲内で予算を組む」ということを公言してこられました。

しかし現実には、財政調整基金の取崩しに頼った予算編成を当たり前のように続け、財政調整基金の取崩しありきの財政運営が行われてきたとしか言えません。

その結果、過去最大規模となる710億円もの財政調整基金の取崩しが必要になったものと考えます。

今後は、財政調整基金の取崩しを最初からあてにすることなく、財政運営を行っていくべきと考えますが、財務部長の所見をお尋ねします。

- 財政調整基金は、住民サービスを安定的に供給するため、年度間の財源調整を図ることを目的とするものであるもので、年度によって積立てたり、取崩すことが予定されているもの。
安定した財政運営を図るためには、財政調整基金から、多額の取崩しを行うことなく予算編成を行うことが望ましいと認識。
- しかしながら、本府のほか、愛知県や兵庫県などにおいても、28年度当初予算で、基金の取崩しを財源対策として活用している。
本府では、これまで厳しい財政状況にあっても、大阪の成長と府民の安全・安心の確保に向けた事業を実施するため、平成20年度以降、当初予算で財政調整基金の取崩しを計上した上で、決算段階で取崩しを回避してきた。
- 27年度は決算までに一定の収支改善があるとしても、取崩しを避けられず、28年度当初予算での取崩しと合わせて、残高が大幅に減少する見込み。
こうしたことを踏まえ、29年度以降の多額の収支不足に対応するため、28年度に収支改善の方策を検討してまいる。